

令和6年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐々木 正 道

1. 議事日程（第1号）

令和6年12月6日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第79号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第80号議案 笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例について
- 日程第6 第81号議案 笠松町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 第82号議案 笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第83号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第84号議案 笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第85号議案 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第11 第86号議案 笠松町福社会館空調設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第12 第87号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 第88号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和6年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 竹中光重 議員

9番 田島清美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、令和6年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、11月13日に第68回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。なお、当大会には議長、副議長が出席されました。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、道路（舗装）修繕工事、配水管布設替工事、以上2件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容など詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから4ページをお目通しください。

また、令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、令和5年度羽島市羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上の2件について岐南町及び羽島市より報告されましたのでお手元に配付させていただきました。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第79号議案から日程第13 第88号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第79号議案から日程第13、第88号議案までの10議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認、笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例についてほか4件の条例案件計5件、証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について、福祉会館空調設備改修工事請負契約の締結について、令和6年度笠松町一般会計補正予算ほか1件の補正予算計2件、以上10件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第79号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。

令和6年10月7日に専決をいたしました令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）で、補正額は1,654万1,000円の増額補正であります。

補正理由は、衆議院の解散に伴い、令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に係る経費を計上いたしました。

6ページをお開きください。

歳出では、第2款 総務費、第5項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費では、選挙時登録のための選挙管理委員会開催に要する報酬等を計上させていただいております。

第4目 衆議院議員総選挙費におきましては、投開票及び期日前投票の管理者、立会人への報酬、あるいは投開票・期日前投票事務従事に係る時間外勤務手当など、選挙執行に要する経費を計上させていただいたところでございます。

今回、特に備品購入費といたしまして、機械器具費844万3,000円を計上させていただきました。従来より、事務処理に時間を要しておりました国民審査・比例代表の開票事務の効率化、合理化及び処理時間の短縮を図るため、今回、読取分類機を購入させていただき対応させていただきました。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入では、第15款 県支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金で、衆議院議員総選挙委託金ということで、1,189万2,000円を充当させていただきました。なお、不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰入れ464万9,000円を充てさせていただいております。

続きまして、議案書の7ページから9ページにわたります第80号議案 笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例についてであります。

近年、少子高齢化の進行、個人のライフスタイルや価値観の変化による地域の連帯感の希薄化などにより、町内会への加入者の減少、脱退、担い手不足の課題が深刻化する一方で、災害時の要配慮者への対応、高齢者の孤独死等、複雑化する課題への対応が求められています。

この点につきましては、それぞれの町内会におかれましても苦慮しておられることは十分承知しておりますし、町政懇談会などにおきましても課題解消に向けた御要望等もいただいている状況でございます。

そのような状況を踏まえまして、今般、地域住民、町内会、事業者及び行政の役割を明らかにし、地域社会で安心・安全に暮らすことのできるネットワークとして重要な役割を担っている町内会への加入及び参加を促進し、もって誰もが安心・安全で相互に支え合いながら暮らしていく地域社会の実現へ寄与することを目的とし、条例を制定させていただくものでございます。

9条立ての新規条例でございますが、第1条では今申し上げた目的を掲げております。

第2条では、用語の定義ということで、町内会、事業者、住宅関連事業者についての用語の定義をさせていただいております。

第3条では、基本理念といたしまして、町内会への加入及び参加の促進を行うための4つの基本理念を規定させていただいております。

第1号といたしまして、地域において、誰もが安心・安全で快適に暮らすために、町内会が中心的な役割を担っていること、第2号では、地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること、第3号では、町内会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること、第4号では、地域住民、町内会、事業者及び町の相互理解と協働により行

われること、以上4つの基本理念を掲げておるところでございます。

以下、第4条では地域住民の役割を、第5条では町内会の役割、第6条においては事業者の役割、第7条では住宅関連事業者の役割、第8条では町の責務等を規定させていただいているところでございます。

施行期日につきましては、公布の日からであります。

続きまして、議案書の10ページから11ページ、議案資料では5ページから7ページにわたります第81号議案 笠松町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

デジタル社会形成基本法の一部改正法が令和6年6月7日付で公布されました。この一部改正法の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正がされることに伴い、当町の条例中条項を引用しております3本の条例の条項ずれの整理を一括して行うものであります。条項ずれの整理でありますので、規定内容に変更はございません。

3条立ての改正とさせていただいております、第1条では笠松町議会の個人情報の保護に関する条例、第2条においては笠松町個人番号の利用に関する条例の一部改正、第3条では笠松町税条例の一部改正ということで、1本の条例で3つの条例の改正を行わせていただくというものであります。

施行期日につきましては、デジタル社会形成基本法等の一部改正法の公布の日、令和6年6月7日でございますが、この日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日でございます。

続きまして、議案書の12ページから13ページ、議案資料では8ページから10ページにわたります第82号議案 笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスを導入することに伴い、多機能端末機による印鑑証明書の申請方法を追加するほか、その場合の手数料徴収の免除規定を適用除外とするなど所要の規定整備を行うものであります。

なお、コンビニ交付サービス稼働開始予定日は令和7年2月3日でございます。

第1条は印鑑条例の一部改正で、こちらは多機能端末機K I O S K端末にマイナンバーカードまたはマイナンバーカードの公的個人認証機能を持たせた移動端末設備スマートフォンを使用して、4桁の暗証番号、その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる旨規定を追加するものであります。あわせて、字句の整備も行わせていただいております。

第2条、13ページになりますが、手数料条例の一部改正で、こちらは多機能端末から申請が

あった場合の交付手数料については手数料徴収の免除規定を適用しない旨規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年2月3日からでございます。ただし、第1条の字句の整備の改正規定につきましては、公布の日から施行をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案書の14ページから15ページ、議案資料では11ページになります第83号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

ここ数年、放課後児童クラブの利用家庭の増加、あるいは配慮を要する児童に対する指導員の加配、また令和6年度より開始をいたしました会計年度職員への勤勉手当の支給及びこれに伴う社会保険料等による人件費の増加など、児童クラブの運営費が増加する中、今後も安定的にクラブ運営を継続するため利用料の改正をさせていただくというものでございます。

議案資料の11ページを御覧いただきたいと思っております。

現在の利用料を一律20%増額させていただき、端数につきましては500円単位で切り上げ、上限額については1,000円まで引き上げさせていただくことといたしております。それぞれの区分の引上げ額につきましては、資料に記載をさせていただいたとおりでございます。

物価高騰のさなかの改定で大変心苦しいところではございますが、運営に際しましては、事業の効率化、合理化、経費の削減など、不断の努力に努めてまいりますので、どうか御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、施行期日につきましては令和7年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の16ページ、議案資料では12ページにあります第84号議案 笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

議案資料の12ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の改正理由は2つございまして、まず1つ目は火葬場使用料の改正であります。

火葬場の使用料については、平成3年6月の改定以降据え置いてまいりましたが、運営費等の増数がしてきていることから、今般中期、令和7年度から令和11年度の5年間に係る火葬場の運営費用、火葬作業の業務委託料ですとか施設修繕改修工事費用、燃料代などを積算の根拠といたしまして、町外居住者については実費相当額を、町内居住者についてはその金額から減免した使用料へ改正するものでございます。

資料の中で記載をさせていただいておりますように、大人の方で今、1体6,000円の使用料であるものを、改正後では町内居住者1万円、町外の居住者にあつては8万円とさせていただきます。以下の区分ごとの使用料の改定額は、表記させていただいたとおりでございます。

あわせて用語のほう、従来死胎児と表記しておりましたものを、死産児、産汚物等を胞衣及び産汚物等、獣畜死屍と言っておりましたものを小動物というような用語の改正も併せて行わ

せていただいております。

もう一つの2つ目は、町内居住者の要件の見直しでございます。

こちらは、現在、死亡者が町外居住者であっても火葬場使用者が町内居住者であれば町内使用料を適用しておりましたが、近隣市町と同様に死亡者が死亡時に笠松町の住民基本台帳に記載されている場合のみとするなど、備考欄に記載させていただいたような町内居住者の定義づけをさせていただくというものであります。

施行期日は令和7年4月1日からであります。

続きまして、議案書の18ページから20ページにわたります第85号議案 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてであります。

こちらは、県内21市町等実施しております証明書の広域相互発行サービスについて、連携市町との協議によりまして令和6年度末をもって廃止することとなったため、地方自治法第252条の14の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

委託を廃止する市町については、ずっと条立てで21条まで規定しておりまして県内各市町ということになります。

施行期日は令和7年4月1日であります。

続きまして、議案書の21ページ、議案資料では13ページ、14ページにわたります第86号議案 笠松町福祉会館空調設備改修工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、笠松町福祉会館空調設備改修工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。

議案資料の13ページを御覧ください。

契約金額は8,305万円で、契約の相手方は岐阜県岐阜市今町4丁目23番地、日建工業株式会社であります。

契約の方法は、事後審査型の一般競争入札で、入札参加希望業者4者で、入札参加は3者でございました。11月28日に開札をいたしまして、12月2日、指名業者選定委員会におきまして資格確認をした後、12月3日に仮契約をいたしました。

工期は、本契約締結の日から令和7年6月30日まででございます。

工事の概要につきましては、老朽化した空調設備について現状の運用状況に合わせて機能向上を図ることを目的とした空調改修工事を行うものでございます。

内容といたしましては、空冷のヒートポンプ式エアコン、1階では天吊タイプ7台、壁掛タイプが1台、天井埋込タイプが2台、2階におきましては天吊タイプが4台、床置タイプ1台、あと全熱交換器6台を設置するものでございます。

あと、14ページには福祉会館の平面図等も載せておりますので、こちらのほうも御参照いた

だければと思います。

続きまして、議案書の22ページから35ページにわたります第87号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正額は2億7,500万1,000円の増額補正であります。

以下、順次歳入科目ごとに主なものについて御説明をさせていただきます。

30ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第4目 電子計算費では、12節 委託料でネットワーク運用管理補助業務委託料として536万8,000円を計上させていただきました。

こちらは、令和7年度中に総合行政情報システムから標準準拠システムへ移行することに伴い、令和7年4月からクラウドサービスを利用するためのネットワーク構築に係る費用を計上させていただいております。

なお、財源といたしましては、国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金を536万8,000円充当させていただいております。

続きまして、第2項 企画費、第1項 企画総務費では、こちらは積立金といたしましてふるさと振興基金積立金3万9,000円を増額させていただいております。令和6年11月までの受取利息を基金に積み立てるため、増額をさせていただいております。

今回の補正の中では6か所ほどを基金積立金の収入増に伴う補正をさせていただいておりますが、同様の理由でございますので以下は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

続きまして、第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費では、2つの理由によって補正をさせていただいております。

まず1つ目は、庁舎1階ロビーへの多機能端末機K I O S K端末を設置に伴う補正でございます。こちらは、証明発行手数料の増額であるとか、あるいは端末機の保守委託料、係る費用の組替え等も含めまして、11節の役務費の手数料、12節の委託料、13節の使用料及び賃借料を措置させていただきました。また、17節の備品購入費では、庁用器具費として5万5,000円、こちらはK I O S K端末の装備品を購入するための費用を計上させていただいております。

もう一つの理由が、マイナンバー法の一部改正によりまして、出生子や紛失者へのマイナンバーカードの特急発行に対応するため、これ特急発行と申しますのは1週間程度で発行が可能となる事務処理でございます。こちらに対応するため、受付体制を整備するため、申請用の端末を購入することに要する費用を計上させていただきました。機械器具費で、7万7,000円を計上いたしております。

なお、この財源につきましては、国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金7万7,000円を充当させていただいております。

続きまして、31ページを御覧ください。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費の第4目 障害福祉費でございます。

こちらの役務費では、手数料を12万6,000円増額させていただきました。障害給付費等請求事務支払い点検件数の増加に伴う手数料の増によるものでございます。

続きまして、その下の負担金補助及び交付金では、親子サポート教室運営事業補助金を47万4,000円増額させていただいております。人件費や振込手数料の増加に伴う増額の補正をさせていただいております。

それで、最も大きなのが、その下の19節の扶助費でございます。こちらのほうは、介護給付費で5,765万4,000円を増額させていただいております。生活介護、短期入所、児童発達支援や放課後デイサービス等の利用者、利用日数の増加に伴う増額でございます。

続きまして、その下の訓練等給付費、こちらも4,745万円を増額させていただきました。就労継続支援A、B及び共同生活援助、いわゆるグループホームの利用者、利用日数の増による増額でございます。

なお、こちらの財源といたしましては、障害者自立支援給付費負担金といたしまして国庫から2分の1、県から4分の1の負担がございますので相当額を充当させていただいております。

続きまして、第5目 福祉医療費でございますが、こちらのほうも19節の扶助費で、総額では2,988万2,000円を増額させていただいております。こちらも、診療件数等の増加に伴う増でございます。

内訳を申し上げますと、重度心身障害者医療の関係では給付費で1,510万円、母子家庭等医療診療件数の関係では給付費で311万3,000円、乳幼児の医療診療の関係では給付費で1,166万9,000円を増額させていただいております。

なお、これらに見合う県からの補助金等歳入が見込まれるものについては、県からの支出金ということで319万1,000円を増額充当させていただいているというところでございます。

続きまして、その下の第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、こちらも18節 負担金補助及び交付金で、三保育所給付費といたしまして3,804万8,000円を増額をさせていただいております。増額の理由といたしましては、公定価格及び利用者の増による増額でございます。各保育所等に係る内訳については記載のとおりでございます。

こちらの財源につきましても、保育給付費負担金ということで国から2分の1、県から4分の1の負担金の受入れがございますので、それぞれ相当額を充当させていただいております。

続きまして、最後の2目のこども館費でございます。

こちらも委託料で、こども館運営事業委託料を200万円増額させていただいております。県からの指導によりまして、昼休み時間帯の来館者の安全面を考慮して職員体制を強化したことによるものでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。

こちらのほうは、真ん中でございますが、第4款 衛生費、第2項 清掃費の第1目 塵芥処理費でございます。こちらのほうは委託料で、事業系一般廃棄物（笠松競馬場）処理委託料310万2,000円と、その下、18節の負担金補助及び交付金で、伊賀市の環境保全負担金7万8,000円を増額させていただいております。

こちらにつきましては、競馬場の馬ふんの排出量増加に伴う増額の補正をさせていただいたものでございます。当初見込み350トンほどを見込んでおりましたが、増加してきているということで、最終的には428トン、78トンが増加見込みであるということで委託料等を増額させていただいております。

伊賀市の環境保全負担金につきましては、伊賀市においては市外から搬入されます廃棄物1トン当たり1,000円の負担を求めておられますので、今回増額が78トンでございますので掛ける1,000円ということで7万8,000円の保全負担金を計上させていただきました。

なお、事業系の一般廃棄物、馬ふんの処理に係る費用につきましては、要した費用の全額を処理手数料として受入れをさせていただいておりますので申し添えさせていただきます。

続きまして、第7款 土木費、第1項 土木管理費の第1目 土木総務費では、12節 委託料で公共用地境界確定補助業務委託料を187万2,000円増額させていただきました。こちらは、申請件数が従来70件を見込んでおりましたが、100件の見込みとなったことによる増額の補正でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございます。こちらのほうは、緊急自然災害防止対策事業の第3回申請に伴う事業実施でございます。14節の工事請負費で、側溝舗装等修繕工事請負費といたしまして3,524万5,000円を計上させていただきました。

こちらのほうは、道路舗装修繕工事といたしまして、門間3号線、下門間地内になります。また、側溝蓋の修繕工事、こちらは田代8号線を予定をいたしておるものでございます。

財源につきましては、先ほど申しました町債、緊急自然災害防止対策事業債3,520万円を充当させていただきます。

なお、この事業につきましては、繰越明許費とすべく追加の補正も併せて行わせていただいております。

その下の第2目 道路新設改良費、こちらのほうでは工事請負費といたしまして側溝舗装等新設改良工事請負費1,373万6,000円を増額させていただいております。こちら、道路排水改良工事ということで長池田代3号線ほかを予定しております。こちらの事業が、緊急自然災害防止対策事業債の該当事業でございます。

もう一つ、併せて道路側溝新設工事、こちらは中野円城寺1号線ほかの工事を予定しておる

ものでございます。総額では、1,373万6,000円を計上させていただきました。このうち、緊急自然災害防止対策事業債として1,070万円を充当させていただいております。

さきの件と同様に、こちらも繰越明許として事業を実施させていただきますので、繰越明許の追加補正も併せて行わせていただいているところであります。

その下の第9款 教育費、第2項 小学校費の第1目 学校管理費では、まず最初に需用費で光熱水費で158万4,000円を増額させていただいております。こちらは、電気料金の増加による光熱水費の増額をさせていただくというものでございます。

その下、14節の工事請負費では、小学校校舎等修繕等工事請負費を287万7,000円計上させていただきました。こちらは、笠松小学校の南舎3階の雨漏りに伴う天井修繕工事を実施すべく計上させていただいたものでございます。

その下、17節の備品購入費では、管理用器具費として235万5,000円を計上させていただいております。こちらは、下羽栗小学校におきまして特別支援学級の増に伴う備品購入費を増額させていただいております。教師用のタブレット、プロジェクターカート、校務用パソコンのほか、教師用の机、椅子等を購入させていただく予定であります。

続きまして、第2目 教育振興費では、備品購入費といたしまして教材器具費9万9,000円を計上させていただいております。先ほど説明申し上げました下羽栗小学校の特別支援学級の増に伴う備品購入の増額でございます。バランスボールであるとかトランポリンなどの備品を購入したいと考えております。

続きまして、第3項 中学校費の第1目 学校管理費でございます。こちらのほうも、需用費では光熱水費として105万6,000円を増額させていただきました。こちらも、電気料金の増に係る光熱水費の増額でございます。

その下の備品購入費では、図書費といたしまして349万8,000円を計上させていただいております。こちらは、令和7年度改定に伴う教師用の教科書及び指導書の購入経費でございます。

その下の管理用器具費といたしまして、133万8,000円を増額させていただいております。こちらは、令和7年度から笠松中学校においても特別支援学級の増級及び通級指導教室の増級に伴う備品を購入するものでございます。教師用のタブレット、プロジェクターカート、教務用パソコンなどを購入すべく必要額を計上させていただいております。

その下、第2目 教育振興費では、こちらも備品購入費で教材器具費として58万1,000円を計上させていただきました。同様、笠松中学校における令和7年度からの通級指導教室の増級に伴う備品を購入するというものでございます。

続きまして、34ページを御覧ください。

第4項 社会教育費、第2目 交流センター費でございます。こちらのほうも、需用費の中では燃料費で33万3,000円、こちらは冷暖房用の灯油の使用増に伴う燃料費の増加でございます。

す。その下の光熱水費18万円につきましても、電気料金等の増額によるものでございます。

その下、修繕料の139万4,000円につきましては、中央交流センターの非常照明器具、こちら19か所の故障を修繕するための費用を計上させていただきました。

その下、12節の委託料につきましては、中央交流センターの施設管理業務委託料、こちらは岐阜県の最低賃金の改正に伴い、シルバー人材センターの職員派遣料金等の値上がりに対応すべく増額をさせていただいたというものでございます。

続きまして、第5項 保健体育費、第2目 体育施設費でございますが、こちらの施設管理業務委託料についても先ほどの理由と同様によるものでございます。

その下の3目 学校給食費の需用費、燃料費で24万5,000円増額させていただいております。

こちら、給食センターの調理場の冷房使用料等の増加に伴うLPガス料金の増加によるものでございます。

続きまして、第10款 公債費でございますが、こちらのほうは長期貸付利率の見直しによる減額でありますとか、あるいは利子においては長期貸付利率の見直し、また令和5年度の長期貸付利率の確定による減額をさせていただいているというものでございます。

最後、第12款 予備費でございますが、こちらのほうは今後、不測の事態に備えた予備費を増額させていただきたいということで、予備費を500万円増額させていただいております。

29ページにお戻りいただきたいと思っております。

以上、歳出、それに伴う歳入の財源措置等について御説明をさせていただいたところでございますが、今回の補正に伴いまして、なお不足する財源につきましては財政調整基金からの繰入れ1億760万4,000円を充てさせていただいております。

以上が一般会計の補正予算でございます。

続きまして、36ページから44ページにわたります第88号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正額は、1億3,720万5,000円の増額補正でございます。

こちらは37ページ、38ページを御覧いただきたいと思っております。大きな枠で御説明を申し上げたいと思っております。

今回、補正額はかなり大きな金額になっておりますが、いずれも介護サービス利用者の増加による給付費の増によるものでございます。

こちら38ページで歳出を数値計上しております第2款 保険給付費では、合計金額1億2,960万1,000円を増額させていただいております。

また、第3款 地域支援事業費では723万9,000円の増額をさせていただいております。こちらが保険給付費利用増に伴う増加でございます。

歳入につきましては、これらに見合う金額ということで、それぞれ保険料でありますとか、

国庫負担金、支払基金からの交付金、県からの負担金、あるいは一般会計からの繰入金及び基金繰入金等を増額し、充当をさせていただいております。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。明12月7日から11日までの5日間は、議案精読のため休会とし、12月12日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月7日から12月11日までの5日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時45分